

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>・該当箇所： 3. 業務の内容 (1) 検証環境の調達・維持管理、及び (2) ウェブサイトへのデータ掲載</p> <p>・質問内容： 仕様書 3 (1) において、更新作業に使用する検証環境はGSS外で調達することとされています。一方で本番環境はGSS上の「CMS ALAYA」で運用されるため、両者の環境を完全に一致させることは困難と考えられます。検証環境での確認時には表示に問題がなくとも、環境省担当官が本番環境 (CMS ALAYA) へアップロードした際に、特有の仕様等に起因してレイアウト崩れ等が生じた場合、請負者による原因究明やソースコードの再修正は本業務の無償対応範囲に含まれるのでしょうか。含まれる場合、CMS ALAYAの詳細な仕様書等の貸与は可能でしょうか。</p>	<p>3. (2) において記載されているように当該ウェブサイトへの必要な情報の掲載及び修正作業が本業務の範囲であり、ご指摘の「環境省担当官が本番環境 (CMS ALAYA) へアップロードした際に、特有の仕様等に起因してレイアウト崩れ等が生じた場合」の修正についても本業務に含まれるが、当該事象が生じた場合の対応については、事象の状況を踏まえ、CMS ALAYAの詳細な仕様書等の貸与も含め、対応については環境省担当官との協議により決定するものとする。</p>
2	<p>・該当箇所： 3. 業務の内容 (2) ウェブサイトへのデータ掲載、</p> <p>・質問内容： 仕様書 3 (2) において、「15時15分までに掲載の指示のあったものについては原則として3時間以内に掲載すること」と規定されていますが、令和8年度より本番環境へのアップロード作業は環境省担当官が行う仕様に変更されています。この「3時間以内」という制限時間には、請負者からソースコード等を受け渡した後、環境省担当官が事前確認および本番環境へのアップロード・公開操作を完了するまでの時間も含まれるという認識でよろしいでしょうか。その場合、請負者が遵守すべき「ソースコード等のデータ納品期限」は、掲載指示から何時間後を想定すべきかご教示ください。</p>	<p>・ご指摘のとおり、「環境省担当官が事前確認および本番環境へのアップロード・公開操作を完了するまでの時間」も含まれる。</p> <p>・「請負者が遵守すべき「ソースコード等のデータ納品期限」」は、掲載指示を行う内容の作業量によるが、掲載指示からおおむね2時間以内を想定している。詳細は請負者と十分に議論した上で検討する。</p>
3	<p>・該当箇所： 3. 業務の内容 (2) ウェブサイトへのデータ掲載、</p> <p>・質問内容： 仕様書 3 (2) において、マップ等へのデータ掲載については「日本語版の他に、他の言語 (英語、韓国語、中国語 (簡体・繁体)) のページへも反映させること」とされています。データが送付され次第速やかに対応することが求められますが、上記「原則3時間以内 (または翌営業日11時まで)」の要件の中には、日本語版の掲載準備だけでなく、これら外国語4言語分のデータ変換およびソースコード作成まですべて完了させ、同時納品する必要があるという要件でしょうか。</p>	<p>・ご認識のとおり、他の言語のページへも反映させるまでを3時間以内と想定している。一方、作業量等を考慮し、期限を超えそうな場合は、適宜、事象の状況を踏まえ環境省担当官との協議とすることとしたい。</p>
4	<p>緊急時の「先行更新」における英語ネイティブチェックの要否</p> <p>・該当箇所： 3. 業務の内容 (3) ウェブサイトのコンテンツの追加更新、及び (4) ウェブサイトの多言語サイトの更新</p> <p>・質問内容： 仕様書 3 (3) において、ウェブサイトのコンテンツ追加更新は「日本語及び英語版のページについて先行して更新し」と規定されています。事前のスケジュール化が困難な突発的かつ緊急性の高い追加更新指示があった場合においても、例外なく都度英語版の翻訳を行い、仕様書 3 (4) に規定されるネイティブチェックまでを完了させた上で、日本語版と同時に (あるいは同等のスピードで) 納品することが求められるのでしょうか。</p>	<p>・突発的かつ緊急性の高い追加更新が必要となる場合の翻訳作業については、その内容によるため、詳細は環境省担当官との協議によるものとするが、必ずしも英語版の翻訳及びネイティブチェックを要求するものではない。</p>
5	<p>環境省担当官へのデータ受け渡し方法とセキュリティ要件</p> <p>・該当箇所： 3. 業務の内容 (2) ウェブサイトへのデータ掲載、及び 7. 情報セキュリティの確保、</p> <p>・質問内容： 仕様書 3 (2) において、「環境省担当官が指定する方法で、サイトデータ (ソースコード等) の受け渡しを行うこと」とされていますが、現時点での具体的な受け渡し方法の想定をご教示いただけますでしょうか。GSS環境へのデータ移行という観点から、環境省指定のセキュアファイル転送システムの利用、あるいは電子媒体 (暗号化USB等) の持ち込み等、請負者側に特定のシステム導入や物理的な移動工数等の負担が発生する要件が含まれるかを確認したいためです。</p>	<p>・必要なデータの受け渡しは、Microsoft Teams等を用いた共有ドライブによる手法を想定しており、現時点では、ご指摘の「電子媒体 (暗号化USB等) の持ち込み等、請負者側に特定のシステム導入や物理的な移動工数等の負担が発生する」ことは想定していない。</p>